

新旧対照表

○千葉県福祉のまちづくり条例施行規則

新			旧		
別表第二（第二条第二号） 公共交通機関の施設（建築物以外の施設に限る。）に関する整備基準			別表第二（第二条第二号） 公共交通機関の施設（建築物以外の施設に限る。）に関する整備基準		
(い)	出入口	<p><u>利用者の用に供する公共交通機関の施設の出入口のうち、一以上の出入口は、次に定める構造とすること。</u></p> <p><u>一 幅は、内法（のり）を九十センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、八十センチメートル以上とすることができる。</u></p> <p><u>二 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。</u></p> <p><u>イ 幅は、内法（のり）を九十センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、八十センチメートル以上とすることができる。</u></p> <p><u>ロ 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。</u></p> <p><u>三 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合であって、（は）項第五号ロに定める構造の傾斜路及びその踊場を併設するときは、この限りでない。</u></p>	(い)	出入口	<p>利用者の用に供する公共交通機関の施設の出入口のうち、一以上の出入口は、<u>別表第一（い）項</u>に定める構造とすること。</p>
(ろ)	改札口	<p>改札口のうち、一以上の改札口は、次に定める構造とすること。</p> <p>一 幅は、内法（のり）を九十センチメートル以上とすること。</p> <p>二 <u>車椅子使用者</u>が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p>	(ろ)	改札口	<p>改札口のうち、一以上の改札口は、次に定める構造とすること。</p> <p>一 幅は、内法（のり）を九十センチメートル以上とすること。</p> <p>二 <u>車いす使用者</u>が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p>
(は)	通路その	<p>利用者の用に供する通路等は、次に定める構造とする</p>	(は)	通路その	<p>利用者の用に供する通路等は、次に定める構造とする</p>

新		旧	
	<p>他これに類するもの（以下「通路等」という。）</p> <p>こと。</p> <p>一 <u>床の表面</u>は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>二 段を設ける場合は、当該段は、<u>(に) 項第二号並びに別表第一(は)項第一号、第二号及び第四号</u>に定める構造とすること。</p> <p>三 排水溝を設ける場合は、<u>車椅子使用者</u>が通過する際に支障のない構造とし、<u>溝蓋は車椅子</u>のキャスター及びつえ等が落ち込まない構造とすること。</p> <p>四 階段の上端<u>及び下端</u>に近接する通路等の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。</p> <p>五 (い)項に定める構造の出入口から各乗降場に至る経路のうち、それぞれ一以上の経路（(ほ)項に定める構造のエレベーターを設ける場合は、当該エレベーターの昇降路に至る通路等を含む。）は、次に定める構造とすること。</p> <p><u>イ 幅は、内法（のり）を一・四メートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合であって、次の要件を満たすときは、一・二メートル以上とすることができる。</u></p> <p><u>(1) 通路の末端の付近の広さが車椅子の転回に支障のないものであること。</u></p> <p><u>(2) 五十メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けること。</u></p> <p>ロ 高低差がある場合は、次に定める構造の傾斜路及びその踊場を設けること。</p> <p><u>(1) 別表第一(ろ)項第五号のイからハまでに定める構造とすること。</u></p> <p><u>(2) 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。</u></p> <p><u>(3) 傾斜路には、両側に手すりを設けること。</u></p> <p><u>(4) 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路と接する通路等の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとする</u>こと。</p>		<p>他これに類するもの（以下「通路等」という。）</p> <p>こと。</p> <p>一 <u>表面</u>は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>二 段を設ける場合は、当該段は、<u>別表第一(は)項第一号から第四号まで</u>に定める構造とすること。</p> <p>三 排水溝を設ける場合は、<u>車いす使用者</u>が通過する際に支障のない構造とし、<u>溝ぶたは車いす</u>のキャスター及びつえ等が落ち込まない構造とすること。</p> <p>四 階段の上端に近接する通路等の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。</p> <p>五 (い)項に定める構造の出入口から各乗降場に至る経路のうち、それぞれ一以上の経路（(ほ)項に定める構造のエレベーターを設ける場合は、当該エレベーターの昇降路に至る通路等を含む。）は、次に定める構造とすること。</p> <p><u>イ 幅は、内法（のり）を一・二メートル以上とすること。</u></p> <p>ロ 高低差がある場合は、次に定める構造の傾斜路及びその踊場を設けること。</p> <p><u>(1) 別表第一(ろ)項第五号のイからハまで及びホに定める構造とすること。</u></p> <p><u>(2) 傾斜路には、両側に手すりを設けること。</u></p> <p><u>(3) 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路と接する通路等の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとする</u>こと。</p>

新			旧		
		<p><u>(5) 傾斜路の上端及び下端に近接する通路等の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。</u></p> <p>ハ (い)項に定める構造の出入口、(ろ)項に定める構造の改札口及び(ほ)項に定める構造のエレベーターの昇降路の出入口に接する部分は、水平とすること。</p> <p>ニ (い)項に定める構造の出入口から各乗降場に至る通路等には、誘導用床材を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。<u>ただし、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する二以上の案内所等がある場合であって、当該二以上の案内所等の間の誘導が適切に実施されるときは、当該二以上の案内所等の間の経路を構成する通路等については、この限りでない。</u></p>			<p><u>(4) 傾斜路の上端に近接する通路等の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。</u></p> <p>ハ (い)項に定める構造の出入口、(ろ)項に定める構造の改札口及び(ほ)項に定める構造のエレベーターの昇降路の出入口に接する部分は、水平とすること。</p> <p>ニ (い)項に定める構造の出入口から各乗降場に至る通路等には、誘導用床材を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。</p>
(に)	階段(その踊場を含む。)	<p><u>利用者の用に供する階段は、次に定める構造とすること。</u></p> <p><u>一 別表第一(は)項第二号及び第四号に定める構造とすること。</u></p> <p><u>二 踏面の表面は、滑りにくい仕上げとすること。</u></p> <p><u>三 両側に手すりを設けること。</u></p> <p><u>四 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字板を設けること。</u></p> <p><u>五 階段の上端及び下端に近接する通路等の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。</u></p>	(に)	階段(その踊場を含む。)	<p><u>利用者の用に供する階段は、次に定める構造とすること。</u></p> <p><u>一 別表第一(は)項第二号から第四号に定める構造とすること。</u></p> <p><u>二 両側に手すりを設けること。</u></p> <p><u>三 乗降場に直接通じる階段の手すりには、乗降場の案内のための点字板を設けること。</u></p> <p><u>四 階段の上端に近接する通路等の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。</u></p>
(ほ)	エレベーター	<p><u>利用者の用に供する階段が設けられる公共交通機関の施設には、直接地上に通じる(い)項に定める構造の各出入口から乗降場に至る経路のうち、それぞれ一以上の経路に次に定める構造のエレベーター(エレベーターの設置が困難な場合には、車椅子で利用できるエスカレーター)を設けること。</u></p> <p><u>一 籠及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ内法(のり)を八十センチメートル以上とすること。</u></p>	(ほ)	エレベーター	<p><u>利用者の用に供する階段が設けられる公共交通機関の施設には、直接地上に通じる(い)項に定める構造の各出入口から乗降場に至る経路のうち、それぞれ一以上の経路に別表第一(に)項に定める構造のエレベーター(エレベーターの設置が困難な場合には、車いすで利用できるエスカレーター)を設けること。</u></p>

新	旧
<p><u>二 籠の幅は内法（のり）を一・四メートル以上とし、奥行きは内法（のり）を一・三五メートル以上とすること。ただし、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）については、この限りでない。</u></p> <p><u>三 籠内に、籠及び昇降路の出入口の戸の開閉状態を確認することができる鏡を設けること。ただし、前号ただし書に規定するものについては、この限りでない。</u></p> <p><u>四 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること又は籠外及び籠内に画像を表示する設備が設置されていることにより、籠外にいる者と籠内にいる者とが互いにその状況を視覚的に確認できる構造であること。</u></p> <p><u>五 籠内の左右両面の側板には、手すりを設けること。</u></p> <p><u>六 籠及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を有したものとすること。</u></p> <p><u>七 籠内に、籠が停止する予定の階を表示する装置及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。</u></p> <p><u>八 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。</u></p> <p><u>九 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けることとし、籠内に設けられた当該制御装置のうち、一以上には、インターホンを設けること。</u></p> <p><u>十 籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置（前号に規定する制御装置を除く。）のうちそれぞれ一以上は、視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。</u></p> <p><u>十一 籠の出入口に、利用者を感じし、籠及び昇降路</u></p>	

新			旧		
		<p><u>の出入口の戸の閉鎖を自動的に静止することができる装置を設けること。</u></p> <p><u>十二 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、一・五メートル以上とすること。</u></p> <p><u>十三 乗降ロビーには、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、籠内に、籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合又はエレベーターの停止する階が二のみである場合は、この限りでない。</u></p>			
(へ 乗降場)		<p>乗降場は、次に定める構造とすること。</p> <p>一 <u>床の表面</u>は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>二 縁端には、<u>柵、注意喚起用床材その他の視覚障害者の転落等を防止するための設備を設けること。</u></p> <p>三 両端には、<u>転落防止柵を設けること。ただし、階段が設置されている場合その他旅客が転落するおそれのない場合は、この限りでない。</u></p> <p>四 利用者の休憩用の施設を設けること。<u>ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。</u></p> <p>五 乗降場に設置する工作物等については、<u>車椅子使用者の通行に配慮すること。</u></p>	(へ 乗降場)		<p>乗降場は、次に定める構造とすること。</p> <p>一 <u>床面</u>は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>二 縁端には、<u>注意喚起用床材を敷設すること。</u></p> <p>三 両端には、<u>転落防止さくを設けること。</u></p> <p>四 利用者の休憩用の施設を設けること。</p> <p>五 乗降場に設置する工作物等については、<u>車いす使用者の通行に配慮すること。</u></p>
(と 便所)		<p><u>一 利用者の用に供する便所は、次に定める構造とすること。</u></p> <p><u>イ 便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区別（当該区別がある場合に限る。）並びに便所の構造を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けること。</u></p> <p><u>ロ 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。</u></p> <p><u>ハ 男子用小便器を設ける場合は、床置式の小便器、壁掛式の小便器その他これらに類する小便器であ</u></p>	(と 便所)		<p><u>利用者の用に供する便所のうち、一以上の便所（男子用と女子用の区分があるときは、それぞれ一以上）は、別表第一（ほ）項に定める構造とすること。</u></p>

新			旧		
		<p><u>って、その両側に手すりが適切に配置されたものを一以上設けること。</u></p> <p><u>二 利用者の用に供する便所のうち、一以上（男子用と女子用の区分があるときは、それぞれ一以上）の便所は、前号に定める構造とするほか、別表第一（ほ）項第一号に定める構造とすること。</u></p>			
(ち)	カウンタ ー及び記 載台	利用者の用に供するカウンター及び記載台のうち、一以上のカウンター及び記載台は、別表第一(ぬ)項に定める構造とすること。	(ち)	カウンタ ー及び記 載台	利用者の用に供するカウンター及び記載台のうち、一以上のカウンター及び記載台は、別表第一(ぬ)項に定める構造とすること。
(り)	公衆電話 台	利用者の用に供する公衆電話台のうち、一以上の公衆電話台は、別表第一(る)項に定める構造とすること。	(り)	公衆電話 台	利用者の用に供する公衆電話台のうち、一以上の公衆電話台は、別表第一(る)項に定める構造とすること。
(ぬ)	券売機	券売機のうち、一以上の券売機は、別表第一(わ)項に定める構造とすること。	(ぬ)	券売機	券売機のうち、一以上の券売機は、別表第一(わ)項に定める構造とすること。
(る)	案内標示	<p><u>案内板のうち、一以上の案内板は、次に定める構造とすること。</u></p> <p><u>一 高さ、文字の大きさ等は、高齢者、障害者等に配慮したものとする。</u></p> <p><u>二 旅客施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けること。</u></p> <p><u>三 (と)項第二号に定める構造の便所を設けた場合は、その旨を表示すること。</u></p>	(る)	案内標示	<p><u>案内板のうち、一以上の案内板は、別表第一(か)項に定める構造とすること。</u></p>